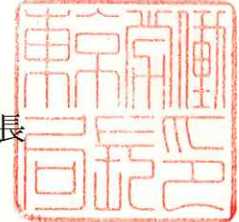




東労発基 0322 第 2 号
令和 5 年 3 月 22 日

関係団体の長 殿

東京労働局長



第 14 次東京労働局労働災害防止計画の策定について

平素より、東京労働局の行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省は、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2023 年度から 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする「第 14 次労働災害防止計画」（以下「全国計画」という。）を令和 5 年 3 月 8 日に策定しております。

東京労働局においては、全国計画の実効ある推進を図るために、管内の安全衛生を取り巻く現状を踏まえ、①本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大、②都市開発プロジェクトに関連した安全衛生対策、③「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進、の 3 点を基本的な考え方として、「第 14 次東京労働局労働災害防止計画」（以下「東京版計画」）を策定いたしました。

本年 4 月より新たに始まる東京版計画については、貴団体をはじめとする関係団体や事業場労使の協力を得ながら、官民一体の取組を積極的に進め、目標（2022 年と比較して 2027 年までに、「死亡災害、死傷災害については、ともに、5%以上減少させる」）の達成を図っていきたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、東京版計画について、会員事業場等の皆様方に周知していただくとともに、東京版計画に基づく労働災害防止の取組を積極的に推進していただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。